

ガバナンス

- 129 コーポレート・ガバナンス
- 132 リスクマネジメント
- 134 コンプライアンス
- 137 贈収賄・腐敗行為の防止
- 139 情報セキュリティ
- 142 知的財産権の尊重



コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

企業価値のさらなる向上に向けて

ダイキンでは、コーポレート・ガバナンスの果たす役割を、「グループの経営課題と取り巻く環境変化に対し、半歩、一歩先を行く意思決定と実行のスピードアップ、透明性・健全性の絶えざる高度化との両面を推進することで、企業価値の向上を実現すること」と捉えています。スピード経営の高度化や透明性・健全性の一層の確保に向けて、最適なコーポレート・ガバナンスの有り様の検討と見直しを行い、当社グループにとってのベストプラクティスをグループレベルで追求・推進し、企業価値のさらなる向上をめざしていきます。

コーポレート・ガバナンス体制

経営・執行体制

ダイキン工業は、意思決定および業務監督と業務執行を完全分離させる米国型の「委員会制度」ではなく、当社グループの事業特性上、意思決定と実行のスピードアップに有効との判断から「一体型運営」を採用し、経営の高度化を図っています。

「一体型運営」とは、取締役が、「スピーディで戦略的な意思決定」と「健全で適切な監督・指導」により、「経営全般に対し連帯して責任を果たす経営責任」と、「迅速な実行による業務執行責任」の両面を担うものです。併せて複数の社外

取締役が独立した立場から業務執行状況をモニタリングし、意思決定の際は適切に監督・助言することで、透明性・健全性の観点から「一体型運営」を支える責任を担っています。

また、業務執行にあたり、各事業・地域・機能における自律的な判断や決断による実行のスピードアップを狙いとした「執行役員制」を導入、「取締役会」で選任しています。

当社の取締役の選任にあたっては、事業のグローバル化や業容の拡大、そして、ダイバーシティ経営の実践の観点から、国籍・性別・経歴など多様な背景を持っていることを重視しており、2024年7月1日現在、10人（うち、女性2人、外国人1人）の取締役が、グループ全体の迅速かつ戦略的な意思決定と健全な監督・指導を行っています。

また、当社と利害関係を有さないことを条件に社外取締役を4人、社外監査役を3人選任しています。社外取締役設置の実効性を確保するため、補佐する担当者を当社の経営企画室に配置し、「取締役会」の日時の早期提示に努めています。社外取締役が欠席した場合も、関連資料の提供や、議事説明などを行っています。

役員一覧

<https://www.daikin.co.jp/corporate/overview/summary/directors>

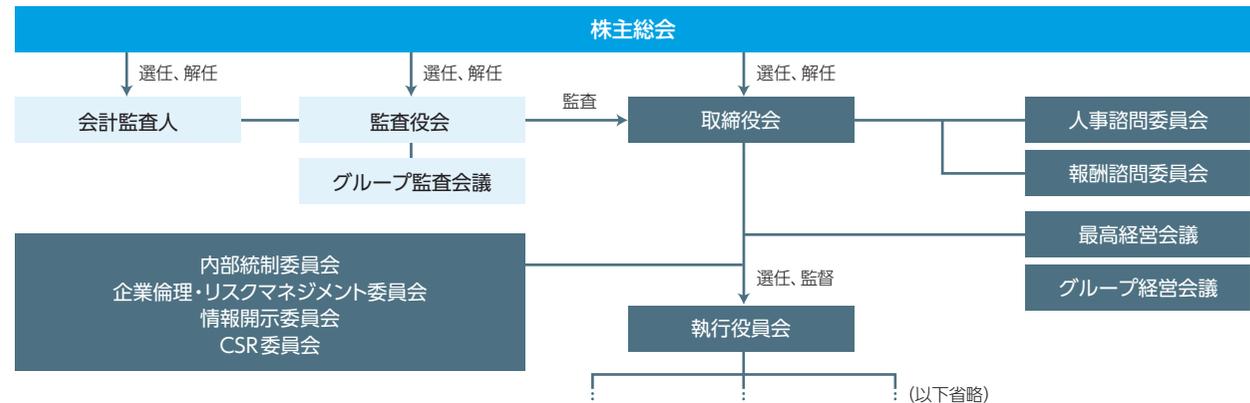
ディスクロージャーポリシー

<https://www.daikin.co.jp/investor/management/disclosure>

コーポレート・ガバナンス報告書

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/cg_report-pdf.pdf

コーポレート・ガバナンス体制(2024年7月1日現在)



監査体制

ダイキン工業は監査役会設置会社であり、「監査役会」を設けています。2024年7月1日現在、計5人の監査役のうち3人が社外監査役です。

監査役は「取締役会」をはじめ、当社の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、さまざまな意見を述べるすることができます。さらに、実効ある監査機能を担保するため、監査役会は経営や業績にかかわる重要事項について必要時に報告を受けられるほか、関係部署の調査、稟議書の確認や、代表取締役、執行役員、監査法人と定期的な意見交換を行っています。

監査役の実効性を確保するため、監査業務を補助する監査役室を設置しています。監査役室スタッフは監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助し、その人事異動、評価などについては監査役会の意見を尊重しています。

監査役会にて定める「監査役監査基準」のなかで、監査品質の向上のため、常に自己研鑽に努めることを規定しています。自己研鑽の場としては、日本監査役協会が主催する部会や研修会に参加しています。さらに、会計監査人としっかりとコミュニケーションをとり、また、必要に応じ、公認会計士や弁護士など外部の専門家の助言を受けています。

スピード経営を支える体制

ダイキン工業では取締役を少数化して実質的な議論にもとづく迅速な意思決定の確保を図っています。当社の主要な経営会議体は「取締役会」「最高経営会議」「執行役員会」の三つです。

「取締役会」は、グループ全体にかかわり、法令および定款で定める事項の意思決定機関であるとともに、業務執行の健全かつ適切な監督・指導を行います。2023年度は16回開催し、社外取締役・社外監査役の平均出席率はそれぞれ97%、95%で、事業に関するテーマに加え、リスク対応やサステナビリティ取り組み、国内外での安全取り組みといったテーマの審議充実にも努めました。「取締役会」の実効性については、毎年、取締役に個別インタビューを行い、実効性が有効である旨を確認、自己評価しています。2023年度の実効性評価では、運営面に問題がないことを確認すると同時に、社外取締役・社外監査役に対する情報提供の充実や取締役会議題の充実など、監督機能のさらなる強化に向けた意見も示されました。今後も、運営面での改善に加え、意思決定・監督機能の一層の強化に向け、実効性向上に取り組んでいきます。

「最高経営会議」は、グループのマネジメントシステム上の最高審議機関であり、全社における重要な経営方針・経営戦略を素早くタイムリーに方向付けし、課題解決を迅速化しています。2023年度は、戦略経営計画「FUSION25」の重点テーマである冷媒事業、暖房・給湯事業をテーマに2回開催しました。

執行役員制の導入に伴って設置した「執行役員会」は、業務執行にかかわる重要経営課題についての徹底した審議とスピードある実行を促進しています。

一方、監査の実効性を確保するため、「取締役会」のもとに「内部統制委員会」「企業倫理・リスクマネジメント委員会」「情報開示委員会」「CSR委員会」を設置。持続可能な成長の基盤となるガバナンスを強化しています。

人事・報酬諮問委員会

ダイキン工業では、役員人事・処遇にかかわる運営の透明性確保の見地から「人事諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設け、役員選任基準、候補者、報酬などを審議・検討しています。

「人事・報酬諮問委員会」は、2024年7月1日現在、それぞれ、社外取締役4人、社内取締役1人の計5人で構成されており、その委員長は社外取締役のなかから選出することとしています。また、取締役、CEO、執行役員など、経営幹部の後継者については、候補者の妥当性や育成計画を「人事諮問委員会」にて審議・検討を行った後、「取締役会」で審議・決定しています。

グループとしてのガバナンス

M&A企業を含むグループベースでのガバナンス確保の観点から「グループ経営会議」を定期的に行い、グループの重要経営方針や基本戦略の共有を徹底するとともに、グループ会社の課題解決の促進・支援の強化を図り、グループとして意思統一された企業行動をめざしています。

主要グループ会社の監査責任者および内部監査責任者で構成される「グループ監査会議」では、グループベースでの監査・監督機能の強化を狙いとして、その運営の充実に取り組んでいます。

また、多国籍企業としてのコーポレート・ガバナンスと組織マネジメントの一層の強化を図るべく「グローバルグループ代表執行役員」を設置し、グループの求心力のさらなる向上に努めています。

コーポレート・ガバナンス報告書

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/cg_report-pdf.pdf

役員の報酬

役員報酬を取り巻く環境を見つつ、取締役報酬の方針、報酬制度・水準などの妥当性および個人別報酬などは、決定手続きにおける客観性および透明性を十分に担保することを目的として、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役に構成する「報酬諮問委員会」が審議します。

具体的には、「報酬諮問委員会」は判断の独立性を確保しつつ、諮問機関としての機能の実効性を高める観点から、外部専門機関の報酬アドバイザーからの情報収集ならびに助言を活用しつつ、比較企業群のなかでの当社の業績位置と報酬水準の相対位置比較や報酬の妥当性などを多角的に検証し、審議しています。また、取締役の個人別の報酬などの額に係る起案内容を確認したうえで、客観的視点を踏まえて審議し、取締役会長に意見を答申します。取締役会長兼CEOは、「取締役会」からの再一任承認を受け、当該答申にもとづき、取締役の個人別の報酬などの額を最終的に決定します。

役員報酬体系は、役員が経営方針に従い、株主の皆様の期待に応えるべく、継続的かつ中長期的に業績向上へのモチベーションを高め、当社グループ全体の企業価値の増大に寄与する体系としています。

取締役の報酬は、「固定報酬」と、短期のグループ業績(売上高、営業利益)および担当する事業を反映する「業績連動報酬」、中長期的業績を反映できる「ストック・オプション」から構成されます。業績連動報酬は、業績連動比率を世間相場より高めにし、業績向上へのインセンティブを十分に確保しています。社外取締役および監査役の報酬は「固定報酬」のみです。

報酬水準は、東証プライム市場の上場企業約300社が活用している役員報酬調査の外部専門機関による客観的な報酬調査データ(ウイリス・タワーズワトソン社の「経営者報酬データベース」)のなかから国内大手製造業の報酬を分析・比較し、当社の業績位置と報酬水準の相対位置を検証したうえで決定しています。

役員報酬額、報酬等の額が1億円を超える役員、会計監査人の報酬等の額については下記参照

 [162 資料編 ESGデータ ガバナンス](#)

リスクマネジメント

基本的な考え方と推進体制

グループの急速な事業拡大を背景に、グローバルな視点からリスクの全体像を的確・迅速に把握し、その軽減を図るため、全社横断的なリスクマネジメントを導入しています。リスクマネジメントの最高責任者を代表取締役社長兼COOとし、以下の3分野に峻別して推進しています。

1. 戦略リスク

経営上の戦略的意思決定にかかわるリスク

(担当部門：経営企画室)

2. 財務報告の内部統制リスク

財務報告の信頼性にかかわるリスク

(担当部門：経理財務本部)

3. オペレーションリスク

内的・外的要因による業務運営リスク

(担当部門：企業倫理・リスクマネジメント委員会)

戦略リスクは、当社の主要な経営会議体である「最高経営会議」や「執行役員会」などで、経営幹部が審議します。財務報告の内部統制リスクおよびオペレーションリスクは、代表取締役社長兼COOを委員長とする「内部統制委員会」にて、年2回、グループのリスクマネジメントを含めた内部統制全体について、適切に機能しているか点検・確認します。

 [034 環境 環境マネジメント 環境関連リスク・機会](#)

事業等のリスク

ダイキンの財政状況、経営成績などに影響を及ぼす可能性のあるリスクを以下に記載します。

各リスクの詳細は、第121期有価証券報告書(P.21 事業等のリスク)をご覧ください。

事業等のリスク

(1) 市場環境に関連するリスク

- ①市場環境の変化に関連するリスク
- ②為替相場・資金調達環境の変動に関連するリスク
- ③有価証券の時価の変動に関連するリスク

(2) 事業活動に関連するリスク

- ①技術・商品・サービスに関連するリスク
- ②買収・他社との提携等に関連するリスク
- ③商品・サービスの品質と責任
- ④調達に関連するリスク
- ⑤法的規制
- ⑥情報セキュリティ

(3) 気候変動等の環境に関連するリスク

(4) その他

- ①固定資産の減損
- ②自然災害等

 [有価証券報告書・四半期報告書](#)

<https://www.daikin.co.jp/investor/library/securities>

 [076 社会 顧客満足 製品の品質・安全確保](#)

 [111 社会 サプライチェーン・マネジメント 責任ある調達](#)

 [134 ガバナンス コンプライアンス](#)

 [139 ガバナンス 情報セキュリティ](#)

 [037 環境 気候変動への対応](#)

 [065 環境 事業活動における環境負荷 化学物質の管理・削減](#)

オペレーションリスク

業務を担当する取締役ならびに執行役員は、PL・品質、安全、生産・販売活動、災害をはじめとして、自らの担当領域について、グループ横断的にリスク管理の体制を構築する権限と責任を有しています。

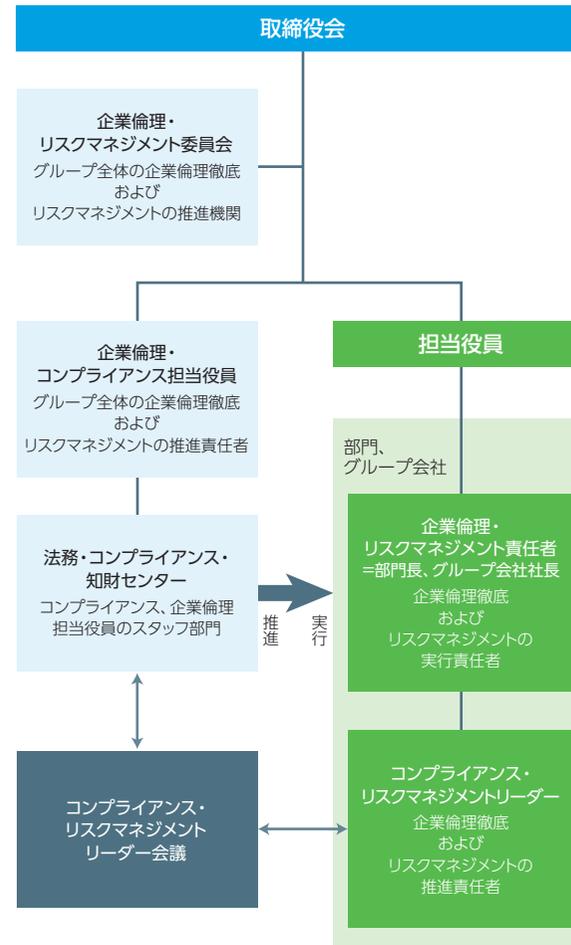
全社横断的リスクについては、リスクアセスメント結果およびコーポレート部門長によるリスク評価会議を経たうえで候補を選定し、「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で審議のうえ、決定しています。

全社横断的リスクと合わせて、各部門・国内外の主要グループ会社では、毎年リスクアセスメントを実施し、重要リスクを選定。その結果を踏まえて各社が対策を立案・実施し、リスクの低減に努めています。各社の取り組み状況は「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で報告・共有しています。

2023年度の重要オペレーションリスク

- 自然災害リスク
- 安全リスク
- 品質リスク
- 情報管理リスク
- 海外危機管理機能の強化
- 人権尊重の取り組み
- 障がい者雇用推進の強化

オペレーションリスクマネジメント推進体制



重要リスクへの対策

自然災害リスク対策の再構築と安全対策強化

昨今、台風・豪雨などの自然災害が多く発生していることから、ダイキン工業では、従来の地震対策だけでなく自然災害全体の取り組みにすべく、全社最重要テーマの一つに定め、ハード面はもちろんのこと、ソフト面を含めて災害リスク対策を実行しています。

従来、地震リスク対策として進めてきた製作所建屋の耐震補強、化学プラントの浸水対策、浸水の恐れのある拠点の避難訓練など、計画を立案し、着実に実行しています。さまざまな自然災害に見舞われるなか、対策を講じてきたことにより、近年、致命的な被害は受けていません。

事業継続計画(BCP)の構築も進めており、部材の安定調達、物流・サービス面での対策を立案、実行しています。

情報流出リスクへの対策

情報流出リスク対策を全社最重要テーマの一つに定め、IT部門とコンプライアンス部門が連携して、全部門に配置された情報管理者および情報セキュリティリーダーを核として、リスク軽減に取り組んでいます。

また、重要な技術情報の漏えい防止に向けた管理強化に取り組んでいます。

139 [ガバナンス 情報セキュリティ](#)

コンプライアンス

基本的な考え方と推進体制

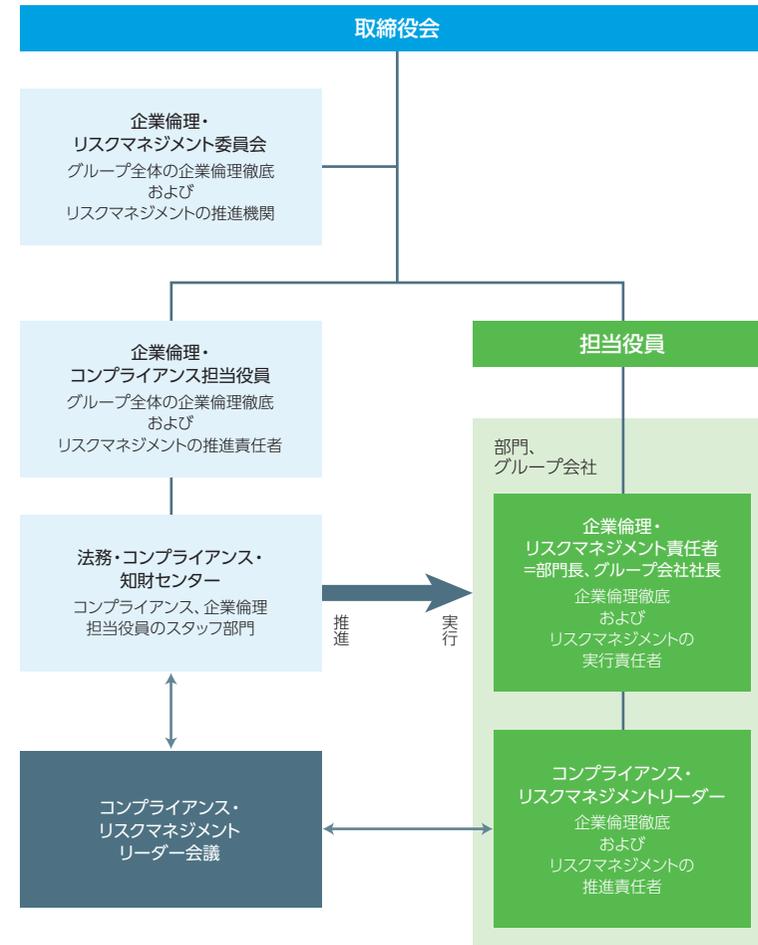
ダイキンでは、代表取締役社長兼COOを委員長とする「内部統制委員会」にて、グループのリスクマネジメントを含めた内部統制全体について適切に機能しているか点検・確認しています。そのうえで、オペレーションリスクの管理とコンプライアンスの徹底を「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で推進しています。

「企業倫理・リスクマネジメント委員会」は、原則年2回開催し、強化すべき課題の抽出とその解決の促進に取り組むとともに、海外グループ会社の取り組み状況も報告しています。

グループの役員・従業員一人ひとりが取るべき行動を明示したグループ行動指針を定め、各部門と国内外の主要グループ会社にコンプライアンス・リスクマネジメントリーダーを配置し、徹底しています。定期的なコンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み状況の確認や情報共有、グループ行動指針の浸透により、「しない風土」の醸成と「させない仕組み」の高度化をめざしています。

 [170 資料編 方針・規程・ガイドライン CSR理念 グループ行動指針](#)

推進体制



コンプライアンスの徹底

当社独自の自己点検システムで 行動指針の遵守状況を確認

ダイキンでは毎年、当社独自の自己点検システムでグループ行動指針の遵守状況のセルフチェックを行っています。その結果から自組織の課題を抽出して対策を講じ、「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で報告・共有しています。

また、自己点検の結果を踏まえ、監査対象となる部門・グループ会社を選定し、コンプライアンスの取り組み状況について、法務部門による法令監査を毎年実施しています。また、コンプライアンスアンケートも実施しています。

自己点検の結果については、内部監査部門と経理財務部門に共有し、各往査先での監査に活用しています。

グループ行動指針の具体的指針をまとめた 「企業倫理ハンドブック」を策定し周知徹底

ダイキンでは、グローバル・グループ各社の役員・従業員一人ひとりが遵守すべき行動を明示したグループ行動指針を日本語だけでなく英語・中国語に翻訳し、周知徹底しています。また、この行動指針にもとづいて活動するための具体的指針をまとめた「企業倫理ハンドブック」を策定し、コンプライアンスを推進しています。

ダイキン工業では、「企業倫理ハンドブック」と併せて日々自らの行動をチェックするための「コンプライアンスカード」を全従業員に配付し、常時携帯を義務付けてコンプライアンス意識を高めています。また、各部門のコンプライアンス・リスクマネジメントリーダーが中心となり、最新の法令情報を日々収集し、各種法令が規程・マニュアルに的確に

反映されているか、法令および規程・マニュアルが守られているかチェックする「日々のトリプルチェック」を実施しています。

グローバル共通ルールを策定し 海外グループ会社に展開

海外グループ各社では、コンプライアンス・リスクマネジメントに関するグローバル共通ルールを策定し、展開しています。マネジメント体制の構築を各地域単位で推進し、「コンプライアンス委員会」の設置、「企業倫理ハンドブック」の策定と周知、自己点検・リスクアセスメントなどの活動を実施しています。また、ダイキン工業の法務部門のメンバーがグローバル各地域内のコンプライアンス会議に参画するなどして取り組み状況を確認し、情報共有を図っています。

2023年度は、人権尊重の取り組みや個人情報保護、贈収賄防止などをテーマに、9月にアジア・オセアニア地域、2024年3月に欧州地域、中国地域で法務コンプライアンス会議を開催しました。



アジア・オセアニア地域法務コンプライアンス会議の様子

自由な競争と公正な取引

ダイキンは、グループ行動指針に「自由な競争と公正な取引」を掲げ、フェアな企業活動を推進しています。

グループ行動指針

2. 自由な競争と公正な取引

私たちは、独占禁止法を含む各国・地域の公正な競争および公正な取引に関する法令を遵守し、フェアな企業活動を行います。また、私たちは、正しい企業倫理に基づき、健全な商慣習、社会通念に従った、公正な営業活動及び調達活動を行います。

ダイキン工業では、独占禁止法・景品表示法・下請法を遵守するために各部門で年間の研修計画を立案し、その取り組みのなかで各部門からの要請を受け、弁護士事務所や法務部門から講師を派遣するなど、部門と連携して徹底を図っています。同時に自己点検*のなかで当該法令の遵守状況をチェックしています。

* グループ行動指針にもとづき、従業員一人ひとりが自らの行動をチェックするダイキン独自のシステム。毎年実施し、その結果から自組織の課題を抽出、コンプライアンス対策を講じる。

税務コンプライアンス

基本的な考え方と推進体制

ダイキンは、グループ行動指針に「適正な経理処理」を定め、税の透明性の向上を図っています。グループ行動指針にもとづき、税務コンプライアンスに対する基本的な考え方を明らかにし、税務コンプライアンスを徹底しています。

税務リスクに対しては、経理財務担当役員の判断のもと管理し、その内容を「取締役会」に報告しています。また、法令の適用・解釈に関して不確実性がある場合は、外部専門家等へ助言を求めたうえで適切に対応しています。

グループ行動指針

12. 適正な経理処理

私たちは、会計基準、各種税法や社内ルールに従い、適正に経理処理を行います。

 [178 資料編 方針・規程・ガイドライン 税務コンプライアンスに対する基本的な考え方](#)

納付実績

有価証券報告書や統合報告書などにおいて、グループとしての法人税の納税額を開示するとともに、法定実効税率との差異要因についても開示しています。

 [有価証券報告書・四半期報告書](#)
<https://www.daikin.co.jp/investor/library/securities>

 [統合報告書](#)
<https://www.daikin.co.jp/investor/library/annual>

教育啓発活動

コンプライアンスの徹底に向けた教育に注力

ダイキン工業では、毎年、すべての従業員に対してグループ行動指針にもとづいたコンプライアンス教育を実施しています。ほかに、営業、製造、購買などの業務ごとに関係する重要な法令についてのケーススタディを交えた教育や、役員、新入社員、新任管理職、コンプライアンス・リスクマネジメントリーダーなどの階層別教育を実施しています。

また、社内報と隔月で発信するEメールで、身近な事例からコンプライアンスの重要性を意識できるよう情報共有に努めています。そのほか、重要法令改正の際には、全従業員向けEラーニングを実施しています。

2023年度は、新たにハラスメント防止に関する教育動画を作成し、全従業員に発信。また、「適正な経理処理」と「ミスや不正の予防」について、自己点検の重要テーマとして教育を実施しました。

海外グループ各社では、各国の法令や会社のルールにもとづいたコンプライアンス教育を実施しています。

ダイキンにおける 2023年度の重大な法令違反

ダイキンは、グループの事業運営における重大な法令違反を原則、公表しています。

2023年度において重大な法令違反はありませんでした。

相談・通報窓口

社内外に企業倫理相談窓口を設けて 従業員からの相談・意見を受け付け

ダイキン工業では、企業倫理相談窓口を設け、従業員からの企業倫理全般に関する相談や意見を受け付けています。窓口では、寄せられた相談や意見にかかわる秘密を守り、迅速かつ適切に対応しています。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な扱いは行っていません。部門長や管理職に対しても、新任管理職研修などでハラスメント研修を実施し、相談を受けた際の情報の取り扱いに関する注意喚起を行っています。

法務部門は、報告・通報を受けた内容を調査し、担当部門と協議したうえで再発防止策を決定し、速やかな措置をとる体制を確立しています。

また、窓口を周知するため、従業員が携帯する「コンプライアンスカード」に企業倫理相談窓口の連絡先を記載したり、二次元バーコードによるWEBフォームでの受け付けを設けるなど、より相談しやすい環境を整備しています。

贈収賄・腐敗行為の防止

基本的な考え方と推進体制

経済のグローバル化の進行に伴い、国内だけでなく国際間の商取引においても腐敗防止の要請は高まり、規制も強化されています。

ダイキンでは、グループ行動指針に「自由な競争と公正な取引」「節度ある接待・贈答」「反社会的行為への毅然たる姿勢」を定め、コンプライアンスを統括する企業倫理・コンプライアンス担当役員のもと、法務部門が中心となって贈収賄・腐敗行為の防止に注力しています。

各部門・国内外の主要グループ会社では自己点検*で社内規程・ガイドラインなどの遵守状況を確認。その結果を踏まえて、各社が対策を立案・実施しています。

各社の取り組み状況は「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で報告・共有し、その結果を代表取締役社長兼COOを委員長とする「内部統制委員会」で報告しています。また、当社のリスク対応について「取締役会」で報告しています。

* グループ行動指針にもとづき、従業員一人ひとりが自らの行動をチェックするダイキン独自のシステム。毎年実施し、その結果から自組織の課題を抽出、コンプライアンス対策を講じる。

 [170 資料編 方針・規程・ガイドライン CSR理念 グループ行動指針](#)

グループ行動指針

2. 自由な競争と公正な取引

私たちは、独占禁止法を含む各国・地域の公正な競争および公正な取引に関する法令を遵守し、フェアな企業活動を行います。また、私たちは、正しい企業倫理に基づき、健全な商慣習、社会通念に従った、公正な営業活動及び調達活動を行います。

グループ行動指針

13. 節度ある接待・贈答

私たちは、グローバルビジネスの展開業務に関わっての接待・贈答・招待について、各国・地域の法令に従い、社会的常識の範囲内において節度をもって行います。特に、国内外の公務員に対しては、各国・地域の法令に違反する接待・贈答・招待は行いません。

グループ行動指針

14. 反社会的行為への毅然たる姿勢

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨みます。

公務員等贈賄防止ガイドラインの策定と徹底

ダイキンでは、国内外の公務員等への接待・贈答・招待に関する具体的な行動指針となる「公務員等贈賄防止ガイドライン」を策定し、グループ全体に徹底しています。買収などにより新たにグループに加わった会社に対しても必ず展開することとし、グループ全体で不正行為の防止に努めています。

同ガイドラインには「公務員等への接待・贈答・招待に関する指針」「第三者に業務委託をする場合の指針」などを設け、公務員等との会食などについての具体的な基準や承認プロセスを定めています。また、第三者(代理店・エージェント・コンサルタントなど)を介した間接的な利益供与を防止するため、第三者の起用にあって慎重に審査・選定し、贈賄禁止事項を契約書に記載することを求めています。法律の解釈や適用についての疑問は、法務部門に設けた窓口に相談するよう周知徹底しています。

ガイドラインの遵守状況は自己点検で確認し、明らかとなった課題とその対策は「企業倫理・リスクマネジメント委員会」で報告・共有しています。また、ガイドラインを新たな買収先にも展開するよう努めています。

教育啓発活動

ダイキンは「官公庁などとの健全かつ透明な関係の維持」「政治資金規正法や公職選挙法の遵守」「取引先に対する節度ある接待・贈答」などについて、管理職、従業員などを対象に研修を実施し、一人ひとりの意識の徹底、知識の向上を図っています。公務員等贈賄防止ガイドライン導入以降、各部門・国内外のグループ会社で説明会を開催したり、ダイキン工業全従業員を対象にEラーニングを実施するなど周知徹底しています。

また、国内外の公務員等に接する機会が多い部門・グループ会社の従業員に対しては、法務部門が自ら職場に出向き、定期的に教育を実施しています。

モニタリングの実施

ダイキンでは、公務員等贈賄防止ガイドライン策定後、腐敗度の高い国・地域でビジネスを行う事業部やグループ会社などを対象に監査を行い、贈収賄防止の取り組み状況を確認しています。

各部門・国内外グループ会社へのモニタリングは内部監査室が中心に実施しており、課題があれば即座に対応しています。

監査で明らかになったガイドライン運用の課題は、事業部・グループ会社と連携して対策を講じ、「取締役会」「内部統制委員会」に報告しています。また、課題や好事例は、「企業倫理・リスクマネジメント委員会」や各地域のコンプライアンス・リスクマネジメントリーダーが参加する「グローバル法務・コンプライアンス会議」で共有しています。

通報制度

ダイキン工業では、社内外に企業倫理相談窓口を設け、贈収賄に関する事項も含めた企業倫理全般に関する相談や意見を従業員から受け付けています。

2023年度において、贈収賄にかかる違反や制裁を伴う案件は発生していません。

 [136 ガバナンス コンプライアンス 相談・通報窓口](#)

情報セキュリティ

情報セキュリティ基本方針

他社情報を含む機密情報の適切な管理と活用

ダイキンは、グループ行動指針に「情報の適切な管理と活用」を掲げるとともに、「情報セキュリティ基本方針」を定めています。ダイキンは、社内情報システム、当社製品サービス、工場設備システムなどからの情報流出を全社の重要リスクの一つと位置付け、各部門の情報セキュリティリーダーが核となり、情報セキュリティ基本規程や共通セキュリティガイドラインを定め、他社から預かった情報も含めた機密情報の適切な管理と活用の徹底を図っています。

また、インターネットを介した情報漏えいやトラブルが社会問題化していることを受け、ソーシャルメディアを利用する際の社内ポリシーを策定するなど、情報管理意識の向上に取り組んでいます。

2023年度は、ダイキン工業のシステム開発委託先(再々委託先)作業者による、ダイキン工業および国内関係会社の仕入先様情報の不正ダウンロードが判明しました。当該作業者から第三者への漏えいの痕跡は確認されず、二次被害があったという事実は確認されませんでした。

ダイキン工業では、WEBサイトでの公表、問合せ窓口の設置、持ち出された個人情報のうち住所が判明している方への書面通知などを実施しました。また、開発委託先の個人情報へのアクセス権限の見直し、社内ネットワークセキュリティ対策の強化、委託先選定基準のさらなる強化など、再発防止策を講じました。今後も、一層の情報セキュリティ対策強化を図っていきます。

 **仕入先様情報の漏洩可能性に関するお詫びとお知らせについて**

<https://www.daikin.co.jp/taisetsu/2024/240216>

グループ行動指針

5. 情報の適切な管理と活用

私たちは、当社の機密情報、お取引先等から入手した他社の機密情報およびお客様・従業員等の個人情報を適切に管理し、有効に活用するとともに、これらの情報を不正に入手しません。また、情報システムのセキュリティ管理を徹底します。

 **170 資料編 方針・規程・ガイドライン CSR理念 グループ行動指針**

情報セキュリティ基本方針

ダイキングループは、日々増加する情報セキュリティリスクに対応し、安全で信頼性の高い製品やサービスをお届けすること及び、当社の情報資産・お客様からお預かりしている情報資産を様々な脅威から保護することを、経営上の最重要課題の1つと認識しています。課題対応に向け、グループ情報セキュリティ基本方針を定め、グループ一丸となって情報セキュリティの一層の強化を図ります。

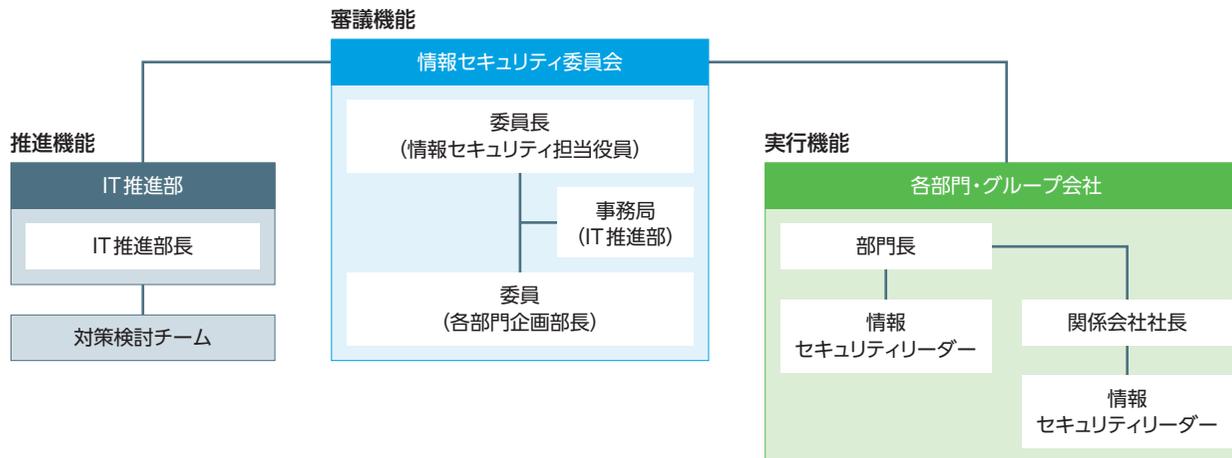
1. 当社グループは情報セキュリティに関する法令、国が定める指針、その他の社会的規範を遵守します。
2. 当社グループは情報セキュリティ基本方針に基づいた情報セキュリティに関する内部規程を整備し、遵守します。
3. 当社グループは情報の保護・管理のため、人的・組織的・技術的に適切な安全管理措置を講じます。
4. 当社グループは全従業員に対して、情報セキュリティに関する教育・啓発活動を継続的にを行います。
5. 当社グループは万一情報資産にセキュリティ上の問題が発生した場合、その情報を適切に収集し、経営トップに迅速に報告します。また、原因を迅速に究明し、その被害を最小限に止めるとともに再発防止に努めます。
6. 当社グループは情報セキュリティに関する管理体制および取り組みについて点検を実施し、継続的に改善・見直しを行います。

情報セキュリティ管理体制

ダイキンは、情報セキュリティ担当役員を委員長とする審議機関「情報セキュリティ委員会」を設置しています。同委員会は、グループ全体での情報セキュリティ戦略・対策方針と共通ルール（規程、要領）見直しを行う機関で、「企業倫理・リスクマネジメント委員会」の下部組織と位置付け、重要事項や全社へ周知・徹底すべき事項について報告しています。「企業倫理・リスクマネジメント委員会」の結果は、代表取締役社長兼COOを委員長とする「内部統制委員会」で報告するとともに、取締役会にも報告しています。情報セキュリティ担当役員は、「企業倫理・リスクマネジメント委員会」の委員長も兼任しています。

海外を含む全グループ会社においては、情報セキュリティリーダーの配置や社内ルール策定などを行うことで、管理体制を強化しています。

情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティの徹底

ダイキン工業では、情報セキュリティの事故を未然に防ぐために、各社セキュリティルールの遵守状況の点検と改善活動を行うことで、継続的な見直しを行っています。また、万が一情報セキュリティ事故が発生した場合でも被害を最小限にとどめることができるよう、報告および対応体制を整備しています。

セキュリティ上の脅威となりうるインシデントや事故を従業員が発見した場合には、自部門の情報セキュリティリーダーへ報告し、その指示に従い対応しています。情報セキュリティリーダーは、インシデント対応基準に従い、情報セキュリティ委員会事務局であるIT推進部へ報告します。IT推進部を中心に、インシデントや事故の原因究明や再発防止に取り組めます。

情報セキュリティ教育

ダイキン工業では、管理職・管理者・従業員などを対象に研修を実施し、従業員一人ひとりのセキュリティ意識の向上を図っています。従業員に対しては、自己点検*を通じた社内ルール教育や、社内報に情報セキュリティの記事を掲載して、セキュリティ意識を高めています。また、これらの教育研修に加えて、標的型メール攻撃に関する教育を実施しています。

2023年度は、国内の情報セキュリティリーダーを対象に、外部講師を招いて昨今のサイバー攻撃の実情と求められる対策に関する研修を実施しました。

海外の情報セキュリティリーダーに対してはEラーニングによるセキュリティ基礎教育を実施しました。

* グループ行動指針にもとづき、従業員一人ひとりが自らの行動をチェックするダイキン独自のシステム。毎年実施し、その結果から自組織の課題を抽出、コンプライアンス対策を講じる。

セキュリティ点検状況と結果

ダイキン工業では自己点検のなかに情報セキュリティに関する項目も含めることでセルフチェックを行っています。また、毎年実施しているインシデント対応手順のテストでインシデント発生時の対応フローや想定シナリオなどを確認。不備や課題を抽出し、対策を強化しています。

点検状況と結果から明らかになった課題、その対策について「情報セキュリティ委員会」で報告しています。重要事項や全社へ周知・徹底すべき事項について「企業倫理・リスクマネジメント委員会」に報告するとともに、「内部統制委員会」「取締役会」にも報告しています。

お客様情報の保護

情報管理者を置き、従業員教育を徹底

ダイキンは、お客様からお預かりした個人情報を適切に管理し活用するために「個人情報保護方針」を掲げ、社内ルールを整備しています。国内グループでは、各部門に配置した情報管理者を中心とした情報管理者会議を毎年開催し、秘密情報・個人情報を対象としたリスク軽減に取り組んでいます。

とりわけ、お客様から修理依頼を受けて個人情報を日常的に扱う部門では、より万全なセキュリティ確保に努めています。その運用状況は、従業員一人ひとりによる自己点検、法務部門による法令監査、内部監査室による業務監査などによりチェックし改善を図っています。

個人データに関する規制への対応については下記参照

 [109 社会 人権の尊重 人権デュー・ディリジェンス 人権関連法規制への対応](#)

知的財産権の尊重

基本的な考え方

当社の知的財産権の取得と活用に努めるとともに、 他社の知的財産権を尊重

ダイキンは、知的財産権を重要な会社財産であると認識し、その権利の保全に努めるとともに有効に活用すること、また、他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めることをグループ行動指針に明記しています。

グループ行動指針

4. 知的財産権の尊重および保全

私たちは、当社の知的財産権が重要な会社財産であることを認識し、その権利の保全に努めるとともに有効に活用します。また、他社の知的財産権を尊重し、侵害しないように努めます。

 [170 資料編 方針・規程・ガイドライン CSR理念 グループ行動指針](#)

グループ行動指針を受け、より具体的にコンプライアンスのポイントを示したコンプライアンス行動指針を定め、研究開発の責任者は特許の責任者であることや、研究開発者は「特許活動は開発行為そのもの」と認識して特許の取得・活用・侵害回避に主体的に取り組むことなどを明らかにしています。

新製品・新技術の開発にあたっては、特許の取得・侵害回避の観点からの検証をデザインレビューの一環として行うしくみを整えています。また、他社との協業にあたっては、開示する技術と秘匿する技術とを峻別し、秘匿する技術についてはブラックボックス化するなどの取り組みを進めています。

 [知的財産に関する取り組み](#)
<https://www.daikin.co.jp/corporate/ip>

知的財産権を保全する体制

研究部門に知的財産担当者を配置

研究開発者の活動を能動的に支援するため、知財部門を中心として、各事業部の研究部門にも知的財産担当者を配置しています。

知的財産担当者は互いに連携を取りながら、日常発生するあらゆる知財業務(国内外での出願・権利化、他社知財抵触リスクの判断・対応、知財分析など)を進めるとともに、従業員に対する職種別・階層別の知財教育や発明奨励活動を行っています。また、これらの体制により、研究開発者・営業担当者と共同で知的財産活動を戦略的に推進しています。

今後も、「事業で勝つ」ための知財運営強化をめざし、質・量ともに高い特許の取得、活用をグローバルベースで実行していきます。

グローバル化に対応した知的財産権体制を強化

グローバル化に対応すべく、海外においても各地域の実情に応じた知財体制の構築を進めています。

北米においては、社内特許弁護士を中心とした知財体制を構築し、欧州では、知財キーパーソンを開発拠点に配置して地域のニーズに合わせた出願を強化しています。中国においては、現地拠点子会社の知財部隊が外部の特許事務所と密に連携しながら実用新案も含めた積極的な出願を行っています。東南アジア、インド、ブラジルなど新興国に対しても、特許出願や模倣対策に有効な意匠出願の強化を進めています。

商標については、ビジネスのグローバル化に対応すべく、海外の各地域拠点と緊密に連携し、必要な商標権の取得・維持と侵害品排除に積極的に取り組んでいます。近年増加しているECサイトの模倣品については、監視をさらに強化し、侵害品を削除申請する活動に力を入れています。

2023年度は、アジア・オセアニア拠点と連携強化会議を実施し、協力体制を強化。拠点同士の連携強化にも努め、各拠点の知財活動の活性化を推進しました。さらに、欧州拠点における開発部門への知財教育を実施し、開発者の知財意識向上を推進しました。

2024年度は、戦略経営計画「FUSION25」の後半3ヵ年計画にあたって、当社の知財戦略を改めて海外グループ会社の知財関係者と共有し、各拠点の出願強化に向けた施策に関する意見交換を行い、協力体制を強化していきます。また、グローバル拠点における開発者への知的財産教育を

実施し、グローバル全体の知財力強化を推進します。

従業員の知的財産の創造促進

二つの制度で知的創造活動を活性化

ダイキン工業は、従業員の発明意欲を高め、知的創造活動の活性化を図るため、二つの制度を設けています。

一つは、従業員の職務に属する発明に対して出願補償金や実績補償金を支払う「職務発明制度」で、2023年度は出願補償の支払いに加え、570件の実績補償がありました。

もう一つは、売上貢献が特に大きい差別化技術、今後の事業貢献への期待の高い技術、一定のロイヤリティ収入のあった特許などの優れた有効特許を発明した従業員を適切に報奨する「有効特許報奨制度」で、2023年度は87件の報奨実績がありました。

こうした制度により知的創造活動の活性化を図る一方で、競合分野で質・量ともに勝る特許の増強や、注目技術を中心とした新興国を含む海外特許の増強に取り組んでいます。2022年度は国内で1,067件、海外で772件の特許を出願しました。



代表発明者に対する報奨の授与

2023年度は、空調部門ではIPランドスケープ※を活用して出願戦略を検討し、重要技術に関する特許出願増強に取り組みました。化学部門ではIPランドスケープとマイクロ分析によるポートフォリオ構築を行い、製品・技術ごとの戦略を明確化し、戦略のもとづいて出願を増強しました。

今後も先行調査を徹底し、問題特許に関して早期に対策を講じることで開発障害特許を確実に排除しつつ、グローバルに特許を増強する取り組みを継続していきます。

※ IPランドスケープ(intellectual property landscape)：自社の経営・事業戦略を定める際に、経営・事業情報に知財情報を取り込んだ分析を実施。その結果(現状の俯瞰、将来の展望など)を経営者・事業責任者と共有し、結果に対するフィードバックを受けたり、立案検討のための議論や協議を行ったりすること。

科学技術の移転

環境負荷低減に貢献する冷媒の基本的な特許を全世界で無償開放

従来使用されてきた冷媒よりも地球温暖化への影響が小さいR32の採用を世界で促進するため、R32を使用した空調機の製造・販売にかかわるのべ93件の特許を、2011年9月から新興国において、2015年9月から先進国含む全世界において無償で開放しています。

2019年7月には、R32単体冷媒を用いた空調機の製造や販売等に対して、2011年以降に出願した対象特許176件の権利不行使の誓約を宣言しました。当社の事前許可や契約なしに無償で使用可能とすることで、より早く、容易に対象特許を使用可能とし、R32の利用推進をまた一歩進めました。

2021年7月には、R32単体冷媒を用いた空調機の製造や販売等につながる特許の権利不行使の誓約の対象に、新たに123件の特許を追加しました。

また、2022年7月には、欧州子会社(ダイキンヨーロッパ社)との共有特許30件を含む120件の特許をさらに追加しました。

現在では、計419件の対象特許について、当社の事前許可や契約も必要なく、無償で使用することができます。

📖 049 環境 気候変動への対応 冷媒の環境負荷低減 オゾン層保護と温暖化抑制

📄 「次世代冷媒を用いた空調機の特許を全世界で無償開放」
(プレスリリース)

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/press_20150910-pdf.pdf

📄 「低温暖化冷媒HFC-32を用いた空調機の特許権不行使を宣言」
(プレスリリース)

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/press_20190701-pdf.pdf

📄 「低温暖化冷媒HFC-32を用いた空調機の特許権不行使の対象特許を拡大」(2021年7月1日発行) (プレスリリース)

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/press_20210701_02-pdf.pdf

📄 「低温暖化冷媒HFC-32を用いた空調機の特許権不行使の対象特許を拡大」(2022年7月1日発行) (プレスリリース)

https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/csr/pdf/governance/press_20220701_2-pdf.pdf